平成２４年（フ）第６１６３号
東京都中野区弥生町６丁目４－１－204、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区共和１丁目３－46
破産者　新井　健浩
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１６５号
東京都江戸川区南小岩４丁目10―25
破産者　藤谷　敏夫
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１７６号
東京都板橋区高島平１丁目78―10―811
破産者　中山　秀樹
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１８９号
神奈川県横浜市旭区万騎が原104―13―203、住民票上の住所神奈川県川崎市中原区下小田中６丁目５－４－302
破産者　吉田喜美恵
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２４８号
東京都大田区大森東１丁目36―７―411
破産者　綱島　義孝
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２５４号
東京都練馬区貫井１丁目35―14―101
破産者　室　なほみ
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２６７号
埼玉県上尾市大字瓦葺1907－１－202
破産者　黒澤　知也
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３９３号
東京都江東区大島６丁目１－６－1460
破産者　白河　　進
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３９４号
東京都江東区大島６丁目１－６－1460
破産者　白河　恵子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９８号
長野県松本市桐３－９－４　松本少年刑務所、住民票上の住所山梨県北杜市長坂町長坂上条2245番地７
破産者　三上　正則
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１１７９号
仙台市泉区実沢字中山南31番地５
破産者　リベラスポーツマネジメント株式会社
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６６９号
埼玉県八潮市２丁目341番地
破産者　ニッシン工業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４５１２号
茨城県稲敷市柴崎7030、商業登記簿上の本店所在地東京都葛飾区奥戸２丁目30番21号
破産者　株式会社奥戸金型製作所
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５７３号
千葉県印西市原４丁目５－８－1102
破産者　西川　洋之
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７０７号
東京都板橋区高島平９丁目１－５－430
破産者　高尾ゆき子
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７号
埼玉県戸田市氷川町１丁目14番20号
破産者　翔耀株式会社
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１２号
東京都武蔵野市西久保２丁目31―５―107、開始決定時の住所東京都中野区中野３丁目49―４
破産者　藤原　　太
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０１号
東京都大田区池上６丁目44―10―202
破産者　渡邉　友子
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５７号
東京都足立区中央本町４丁目15―７―501
破産者　三嶋礼比古
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０９２号
埼玉県川口市芝富士２丁目13―20―202
破産者　宮田　正則
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４８４号
東京都東村山市久米川町４丁目26―12―１－102、開始決定時の住所東京都東村山市廻田町４丁目19―３－204
破産者　鈴木　亮孝
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８０８号
東京都中央区勝どき６丁目３番１号504号室
破産者　株式会社アールケーシー
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部